

**名古屋市電子申請システムに関する
資料提供依頼書**

令和 7 年 2 月 10 日
名古屋市総務局行政 DX 推進部デジタル改革推進課

1 実施趣旨

名古屋市総務局行政DX推進部デジタル改革推進課が運用している名古屋市電子申請システムについて、令和 8 年度に更新時期を迎える予定です。本依頼は、新たな電子申請システム（以下「新システム」という。）の要件検討の精度向上及び実現性・妥当性の検証を進めるにあたり、広く関連情報や資料の収集を行うために実施するものです。

2 名古屋市電子申請システム更新の背景

令和元年 12 月に施行された「デジタル手続法」において行政手続のオンライン実施原則が掲げられ、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX) 推進計画」（令和 6 年 4 月 24 日改訂）、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において様々な地方公共団体の行政手続のオンライン化やバックオフィスを含む一連の業務のデジタル化が掲げられています。本市においても、「名古屋市役所 DX 推進方針」（令和 6 年 3 月改訂）で「オンライン手続等により来庁不要で行政サービスが利用できる」ことを目指す姿としています。

令和 8 年 12 月末に現行の電子申請システムの契約が満了となりますが、引き続き以上のような課題に対応する必要があります。

3 システム更新の目的

システム更新にあたり、2 で掲げた課題に対応しながら、最新のサービスや技術を活用した電子申請システムのサービスを活用することで、できるだけ経費も抑えながら、行政の効率化や市民の利便性の向上を図ることを目的とするものです。

4 配布する資料

名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000183250.html>）又は調達情報サービス（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）にて次の資料を配布します。なお、一部の資料にはパスワードを設定しているため、8(1)に示す電子メールアドレス宛にパスワードの提供を希望する旨を連絡してください（電話は不可）。ご連絡いただいた電子メールアドレス宛にパスワードを返信いたします。

- (1) システム要件等概要
- (2) システム要件等概要チェック表
- (3) 経費見積書
- (4) 別紙

5 依頼内容

提案するシステムについて、次の点に関する資料提供をお願いします。

- (1) システム等概要
 - ・ システム概要に関する資料（様式任意）
（次項以下で様式任意としているものを含めて記載しても構いません。）
 - ・ システム要件等概要チェック表

行ごとに要件を記載していますので、提案するシステムでの対応可否を以下に従い記載してください。

(ア) システム要件等内容

基本的には必須項目とする予定ですが、★印をつけた項目については、システムで実装可能か検討している要件です。詳細な要件はシステム要件等概要をご覧ください。

(イ) 対応可否

○：全て対応可能

△：一部対応可能

×：全て対応不可能

(ウ) 提案内容、代替案

対応可否において対応可能と回答した項目についてはそれを実現するための提案内容を、対応不可能と回答した項目はその代替案があれば記載してください。なお、一部対応可能と回答した項目については対応できない項目を記載してください。

(2) 概算費用

・ 経費見積書

システムの初期導入及び令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの運用保守のライフサイクルコストを項目ごとに年度単位で記入してください。

システム要件等概要に★印で示す要件並びにサービス利用及び通信回線に係る費用は実施した場合に必要な追加費用を分割して計上してください（追加費用を要しない場合は 0 円と記載してください。分割が困難な場合には複数の項目をまとめて計上しても構いません。）。

また、アクセス数及びアカウント数等が増加した場合にサービス利用料が変動する場合には、増加分に対応する追加利用料の想定金額を提案してください。

(3) 導入に必要な期間と概略スケジュール

令和 8 年 4 月から 10 月までの間に一部稼働（現行システムから新システムへの切り替えに伴う並行稼働）、令和 9 年 1 月に本稼働という想定です。対応困難な場合には、代替案等を提案してください。

(4) 希望する契約形態

本市が提示する要件を満たすシステムを提供する事業者との 5 年間の長期継続契約（サービス利用及び通信回線に係る費用を含む。）で、令和 8 年 4 月契約締結、令和 9 年 1 月から令和 13 年 12 月までの月額定額支払いとすることを想定しています。機能追加等の各要件の変更を伴う業務は別契約とします。

これ以外の契約形態でないと対応できない場合には希望する契約形態を記載してください。

(5) 実証実験の可否

提案するシステムのシステム要件や操作感を実証するデモ環境を提供できる場合には、その内容を提案してください。

(6) 会社概要

会社概要の他、P マーク、ISMS 認証、サービス提供事業者とのパートナー関係等に関する資料を提供してください。

(7) 実績

同一サービスの導入先及びそのシステム概要に関する資料を提供してください。

(8) その他

提案するシステムを活用した行政運営の簡素化及び効率化に関する提案があれば、資料提供をお願いします。

6 実施期間

資料提供は、令和 7 年 2 月 10 日(月)から令和 7 年 3 月 10 日(月)17 時 00 分までをお願いします。

7 質問の方法

(1) 質問期限

令和 7 年 2 月 24 日(月)17 時 00 分

(2) 質問の提出先

8(1)のとおり

(3) 質問の提出方法

8(1)の提出先に、電子メールにてご提出ください。

(4) 回答方法

名古屋市からの回答は、個別にメールで回答するとともに、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000183250.html>) 及び調達情報サービスに掲載します。

8 本資料提供依頼に関する手続

(1) 対応窓口、書類提出先

担当課：総務局行政 DX 推進部デジタル改革推進課

担当：志治、有賀

所在地：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 西庁舎 12 階

電話：052-972-2261 ファクシミリ：052-972-4113

E-mail：a2261@somu.city.nagoya.lg.jp

(2) 資料提供様式

システム要件等概要チェック表及び経費見積書以外は特に様式は定めません。

提出部数：電子データ 1 部

9 その他

(1) 資料提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者について、不利益に扱うこともありません。

(2) ご提供いただいた資料については、当該目的のために本市組織内で利用させていただきます。

きますが、断りなく組織外への提供は致しません。特にコピー・配布等を制限している資料については、その旨を明記してください。

- (3) ご提供いただいた資料については返却いたしません。
- (4) ご提供いただく資料等の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とします。
- (5) ご提供いただいた資料に関して、後日問合せをさせていただく場合があります。